

北海道告示第10732号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成30年8月10日

北海道知事 高橋 はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録年月日
					名称	住所	
北海道第3019号	副産動物質肥料	コラーゲン8	窒素全量 8.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大鳳商事株式会社	東京都中央区銀座三丁目4番1号	平成30年8月10日
北海道第3020号	副産動物質肥料	コラーゲン12	窒素全量 12.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大鳳商事株式会社	東京都中央区銀座三丁目4番1号	平成30年8月10日